

## 東北地方太平洋沖地震・雑感

先月11日、午後2時46分、私はその時、杉並区立産業商工会館で労働問題の法律実務セミナーを受講していました。大変な揺れに見舞われ、会場内の受講生たちはどっと館外広場に逃げました。暫くしてセミナーは続行されましたが、私はとても受け続ける気分にならず途中退場することにしました。携帯電話を開けると、あるお客様からの転送留守電が残されていました。しかし完全に不通となりました。折良く所持していたテレホンカードで会館の公衆電話からまず自宅に掛けると、無事であった母から「ともかく何とか帰って来て欲しい！」と頼まれました。小さなワンちゃんたちと不安である様子でした。

最寄りの阿佐ヶ谷駅に行くものの電車は止まっていて、人々が溢れかえっていました。また駅の公衆電話を使い、もう一度自宅へ、さらに留守電のお客様、夜に仕事の約束があったお2人（懇親会も予定していました）にも掛けました。夜の人物の片方は、固定電話ですら連絡がつきませんでした。

私がイライラした調子で佇んでいると、公衆電話待ちの親子連れの方が話しかけてきました。「私は赤羽に帰りたいんですが、今日に限って阿佐ヶ谷に来たんです」とつい愚痴を零しました。すると「まず中野までバスで行き、そこから池袋行きに乗り替えたら？」と教えて下さいました。親子連れさんにお礼の意味で名刺を渡し、早速中野行きのバスに乗り込みました。30分程度で到着し、中野サンプラザ前の池袋行きバス停に並びました。しかし長蛇の列で、1台目は満員でした。2台目がなかなか来ず、私の前に並んでいる2人組のご婦人が「タクシーでも使おうかしら？」と仰っていたのを聞き漏らさず、「私、赤羽なんです！ 乗りましょうよ！ 池袋まででもいいから」と私は提案しました。ご婦人たちは言下に承諾し、私の後ろにいた女性も「私も乗せて下さい！」と言いました。何とかタクシーを捕まえ、約4分の1の運賃で赤羽駅西口に到着。運命のタクシーに同乗した人たちにも名刺をお渡ししました。結局、我が柴・富田事務所に着いたのは午後7時過ぎでした。

タクシーは国道で何回か渋滞に巻き込まれ、また初めての方々との便乗でもあり緊張の連続でした。不覚にも私だけが尿意を催し、恥も外聞もなく申し出るとファミレスで停車してくれました。寒空の下でバス待ちしている間に、体が冷え切ったのでしょうか。それでも“帰宅難民”といわれ自宅に着けなかった方々を考えれば、私は幸せな部類だったでしょう。事務所から最も大切な友人に安否の確認の留守電を入れて、散らかった事務所を簡単に片づけ自宅に向いました。

案の定、連絡のつかなかった夜の約束の人物は、電車が復旧しなかったため関連会社に泊まったとのことでした。したがって集合場所には駆けつけられなかったようで、私は「自分だけ無断ですっぽかした」と錯覚していましたが大丈夫でした。

今回は、行政書士らしからぬまとまりのない文章となりました。地震で被災された皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。日本行政書士会連合会の災害義援金に協力をさせて頂きました。

## 相続講義特集（５）相続財産の範囲

（前号よりつづき、平成 22 年 10 月 3 日川口市立芝富士公民館の相続講義の再現）

皆さん、相続財産というと何を真っ先に連想しますか？

土地・建物といった不動産、預貯金・・・といったところでしょうか。

しかしそれだけではなく、私が今回のレジュメに上げたものだけで、ざっと以下のものがあります。今日は、相続財産には不動産・預貯金以外にもいろいろある、ということをお覚えましょう。

●一身専属的な権利義務として除かれるもの

例／使用貸借上の借主の地位、雇用契約上の地位など

●祭祀財産

●借家権 ●保証債務

●生命保険金 ●死亡退職金

※ここで私は、ホワイトボードに「共有」と板書した。

共有とは共同所有を意味します。そもそも相続人が 2 人以上いれば、被相続人の相続財産は共同所有なのですね。だからまだ誰が相続するかも決まっていないのに、「この財産は私のものだ！」とか喧嘩すること自体が本来、おかしいのです。

その後、遺言なり遺産分割協議なりで誰が何を相続するか決定し、初めて相続分に応じて権利義務を受け継ぐこととなります。

今回の講義で私が強調したいのは、「祭祀財産」です。

※私はそれをホワイトボードに板書し、「さいし」とルビをふった。

「祭」も「祀」も「まつり」と読める漢字ですね。漢字から分かるように、例えば家系図、位牌、仏壇、お墓などをいいまして、祭祀を承継する祭祀主宰者を定めるのが望ましいとされています。民法上、この祭祀財産については、一般的な不動産、預貯金などの相続財産とは切り離して考えるべきとしています。

私が作成した公正証書遺言のサンプルから、第 3 条の部分を読み上げてみます。

「遺言者は、祖先の祭祀を主宰すべき者として、前記妻 芝 民子を指定するが、同人が遺言者より先に死亡した場合(同時死亡を含む。)には、長男 芝 俊夫(平成〇年〇月〇日生)を指定する。」

と書かれています。

このように実務においても、祭祀主宰者を設定することが多いのです。

またこれは私の考えですが、相続というものは遺産分けと相続税申告だけではございません。先祖の墓を継ぐからこそ財産も継げる！ こうした極基本的で自然な考え方でありながら、現代では忘れられがちな大切なことを、今日の講義では覚えていってほしいのです。

他の相続財産の種類については、講義レジュメに各項目ごとに説明を載せましたので、各自お読み頂くとして省略させていただきます。

(次号につづく)

## 印紙・証紙だらけの懐かしき時代

ご存じの方も多いと思いますが、会計区分の変更に伴い3月31日をもって登記印紙は廃止、収入印紙に統合されました。すなわち今まで登記印紙が必要であった場面で、それに替えて収入印紙で納付することとなります。

仕事柄、登記印紙はとともよく使用しました。不動産登記簿謄本、会社謄本など一般的な登記事項証明書はもとより、登記されていないことの証明書（成年被後見人や被保佐人として非登記であるという証明）なども取得しました。

3月初頭、某所で成年後見の研修会を受講し、家庭裁判所に法定後見を申立てする際、法務局に登記印紙を4,000円分納めるという説明がなされました。弁護士先生による講義でしたが、直後事務局職員から「3月いっぱいまで登記印紙は廃止されますので」と注釈が加えられました。弁護士先生は素直に「知らなかった」と笑って仰っていましたが、迂闊にも私も同じでした。

ただ何年かこの仕事をしてきていて、登記印紙あり収入印紙あり、一時は収入証紙（平成22年4月1日で廃止）まであり、一本化してくれると実に助かるのだからなあ、と感じていました。そのためとても感慨を覚えます。

例えば、建設業の経営事項審査での手数料納入方法は、国土交通大臣宛てならば収入印紙ですが、東京都知事宛てだと収入証紙（現在は現金）という時代がありました。私が、師匠の行政書士事務所（建設業専門）で補助者を勤めていた平成20年、まだ収入証紙が有効であり、「富田君！ 印紙と証紙を間違えるなよ！！」と注意されたのをとても懐かしく思い出します。

旧登記印紙は使用できます。余談ですが、本年4月1日から登記手数料の改定が予定され、例えば登記事項証明書（登記簿謄本など）が1通1,000円だったのが700円に下がります。前述の後見登記も4,000円から2,600円へと変更されています。ものによっては旧登記印紙の1,000円券だとお釣りが出なかったり、組み合わせにくいから単独で使いにくい、という難点が生じます。この事務所報を発行する4月1日時点では残念ながら間に合いませんが、早めに使い切るしかないかもしれません（執筆は3月中旬頃です）。

旧収入証紙は本年3月をもってついに使用できなくなりましたが、何年かは現金還付請求できます。懐かしき時代の記念に、今の内に手に入るものは金券ショップでも購入しておきましょうかね（微笑）。

## 富田事務所が伝授する生活の知恵（1）

上記記事に関連して執筆しましょう。事業所の売上を伸ばすと同時に経費削減を図るのは大切なことです。富田事務所の通信費の効果的な浮かせ方は、金券ショップの利用です。塵も積もれば山となる。1円を笑う者は1円に泣きます。領収書・レシートもちゃんと発行されますし、この際、見直しされてはいかがでしょうか？

参考価格例を挙げると、●50円はがき 94% ●80円切手 94% ●かもめ一る 96% ●年賀状 96% ●収入印紙 97%、といったところです。

## 相続で知っておくとちょっと便利な話(13)

自筆証書遺言（手書きの遺言）が被相続人の死後発見された場合、家庭裁判所で検認申請をしなければなりません。これは民法1004条で定められており、続条では検認前に勝手に遺言を開封し、遺言執行すると過料に処せられるとあります。

最近の事件で、身寄りのない資産家の老婦人が死去、東京家裁が選任した相続財産管理人が遺産処理をしておりました。管理人が、官報で相続人の申し出を募ったところ、程なくして全く関係のない暴力団員がニセ遺言書を持って名乗り出てきました。家裁は暴力団員を相続人と認めて、遺産を相続させてしまいました。しかしそれは発覚し、有印私文書偽造・同行使の疑いで逮捕されました。聖なる遺言制度を汚した嘆かわしい事件です。

ここで注意すべきは、家裁が検認をする意義です。それは「遺言書が遺言者の真意であるか」や、「遺言が有効か無効か」を審査する手続ではないということです。あくまで遺言書の偽造・変造などを防止するために、遺言書の形式を中心に調査・確認する手続にすぎません。家裁が相続人や利害関係者の立会いのもとで、遺言書を開封して、その内容を確認することで、相続のトラブルを未然に防ぐのが最大の目的なのです。

検認のための戸籍謄本集めは大変な作業ですが、それはまた次のお話。

## 事務所テナントを初更新します。

行政書士富田賢事務所を開設したのは平成21年7月1日ですが、所在するタグチコーポ101号室に入居したのは、それに先駆けること4月23日。今月22日で契約期間が満了しますが、火災保険とともに更新することにしました。

さらに最低2年間、タグチコーポで実務研鑽に励むこととなります。自宅兼事務所の行政書士が多い中、あくまでお客様に訪問して頂けるスタイルにこだわり、自宅と事務所をきちんと別けているプロフェッショナルな富田事務所です。弊事務所には補助者を置いておりませんので、スタンバイしているのは富田行政書士のみ。ディープな相談でも親身に乗り、秘密厳守できます。開所時間は平日の午前9時から午後6時まで、平日不在中は出先に電話転送されます。

今後ともどうぞ富田事務所のご愛顧の程を宜しく申し上げます。

平成23年4月1日発行（不定期発行）第21号

発行 行政書士富田賢事務所 行政書士 富田 賢(とみた まさる)

〒115-0045 東京都北区赤羽 2-31-3 タグチコーポ 101号室

JR 赤羽駅東口・東京メトロ赤羽岩淵駅1番出口下車ともに徒歩6分

電話 03-3901-2153 FAX 03-3901-2164

メール info-gtmo@kdr.biglobe.ne.jp

URL <http://www7b.biglobe.ne.jp/~gtmo/>

※ホームページは「行政書士、富田」でヤッファー検索トップに出ます。

相続・遺言、建設・宅建、会社設立、内容証明、各種許認可